

令和4年度 第2回北杜市土地利用審議会議事録

1 会議名

令和4年度第2回北杜市土地利用審議会

2 開催日時

令和4年7月12日（火）午後1時30分～午後5時

3 開催場所

甲斐駒センターせせらぎ 第3・第4会議室

4 出席者（敬称略）（委員11名、事務局5名）

案件1 開発事業者2名、開発事業者代理人（設計者）2名、工事施工者1名

案件2 開発事業者1名、建築設計者2名、開発事業者代理人兼開発設計者1名

出席委員

鈴木 博義（地域代表者）

清水 重仁（地域代表者）

高橋 隆（地域代表者）

中村 泉（地域代表者）

中山 健教（学識経験者）

植松 延行（学識経験者）

波木井義和（学識経験者）

浅川 修一（学識経験者）

萱沼 鉄男（学識経験者）

山田 輝夫（学識経験者）

齊木 久壽（学識経験者）

欠席委員

宮沢 俊作（地域代表者）

清水 精（地域代表者）

植松 耕三（地域代表者）

平出 利彦（地域代表者）

長田 正美（学識経験者）

所管部長

齊藤乙巳士（建設部長）

事務局

末木 陽一（まちづくり推進課長）

渡辺 勇人（まちづくり推進課建築開発指導担当リーダー）

三井 君夫（まちづくり推進課建築開発指導担当）

堀内 健（まちづくり推進課建築開発指導担当）

案件 1

開発事業者（以下、「事業者」）

(株)オキサイド 新事業統括室 統括室長 中野目 慎一

GIF 推進チームマネージャー 松香 充昭

開発事業者代理人・開発設計者（以下、「代理人」）

(株)アスコットデザイン 代表取締役 富田 英樹

顧問 杉山 晃一

工事施工者（以下、「施工者」）

(株)内藤ハウス 特建事業部長 執行役員 丹澤 寛幸

案件 2

開発事業者（以下、「事業者」）

ウエルシア薬局(株) 店舗開発本部 第一開発部部长 小川 勝利

建築設計者（以下、「設計者」）

(株)都設計企画 取締役 都倉 貴宏

取締役 長谷川 稔

開発事業代理人兼開発設計者（以下、「代理人」）

(株)日本都市設計 相川 陽助

議事録署名委員

波木井義和

浅川 修一

5 議事

案件 1 武川町牧原地内における工場の建設に係る開発事業について

案件 2 大泉町谷戸地内における店舗建設に係る開発事業について

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

2名

8 内容

- 1) 開会
- 2) 会長あいさつ
- 3) 本日の日程及び所掌事務の説明
- 4) 現地視察

案件1 株式会社オキサイド

(事務局) これから現場の視察を行っていただきます。現場の視察においては、事業者、設計者に立ち会いをお願いしております。まずは、本日も越しいただきました開発事業者ほか関係者の皆様より自己紹介とご挨拶をお願いします。

—開発事業者・設計者・工事施工者より自己紹介と挨拶—

(事務局) ありがとうございます。ここからは、萱沼会長の指示に従いまして、現地視察を行っていただきます。萱沼会長、よろしく願いいたします。

(会長) 皆様こんにちは。我々は市長からの諮問を受けまして参りました土地利用審議会です。事業者の皆様から開発事業の経緯等について説明頂き、その後我々委員より質疑があればお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(代理人) 現在、オキサイドさんの建物が既存で3棟あります。本社工場・第2工場・第3工場となります。図面の方では黄色で示させて頂いております。

資料15ページをご覧ください。今皆様が立っている場所を開発区域とし、第4工場、大きな建物を1棟と、第5工場を建てる計画となっております。

建物進入路は、今下りてきたスロープの他に、既存の工場へ入る進入路から、今回の開発地側にも入れるようにしたいと考えています。

また敷地の隣に市道がありますがけれども、幅員がかなり狭いということで地域の住民の方にご迷惑をおかけしますので、そこからの進入は一切いたしません。

今開発の区域としては、河川側はちょうど木が生えている辺りまで、奥の方は民家が建っている手前に道路がございまして、そこから手前が事業用地となります。

2007年に県の開発許可を一度取っている場所ですが、それに加えて面積の拡大となりまして、今回都市計画法の開発の手続きも必要になっています。前回の部分と合わせて審査して頂くことになるのですが、特に面積が広いので通常入れるような浸透施設、浸透柵といった施設ではなく、敷地最流末に大きな調整池を付けさせて頂いて、いっぺんに開発地の外へ水が出るような

ことがないよう工夫しております。

建物はいずれも平屋で、第4工場は高さ7.2mくらい、小さいほうの第5工場については約9mになります。概要は以上になります。

(会 長) ありがとうございます。それでは委員の皆様から質問はございますか。

(委 員) この前新聞で決算発表がなされていましたが、非上場ですか。

(開発事業者) 上場です。去年の4月に上場しております。今回上場して初の決算発表となります。

(委 員) 本社も北杜市武川町になりますか。

(開発事業者) はい、本社もこちらになります。

(委 員) 現在はどういった内容の品物が多いのでしょうか。

(開発事業者) オキサイドという社名の由来が「酸化物」と言いまして、酸化物の単結晶を開発・製造している会社になります。各工場で異なりますが本社工場で主に作られているのはレーザー装置の波長を変換する単結晶になります。

主に使われている用途は、半導体で使われているシリコンのパーツ、シリコンウェハーというものがあまして、これを検査すべく、細かい波長を出すための単結晶を生産しております。

ここから少し離れた第3工場でも、同じく酸化物の単結晶を生産していますが、がんの検診に使われる「PET装置」というものがあまして、その中で使われている単結晶を生産しています。

(委 員) ここは歴史上、数々の水害があった場所です。どの位増水に対する想定されているかをお聞きしたいです。細かい資料もご用意されてあったのですが、やはり各地で今起きているのは「何十年に一回」という豪雨ですよね。それをどの程度まで想定されているのか。

特に明治時代にはかなりの被害が出た場所ですので、その時に土地が流れてしまったのでここは「新開地」という地名なのです。一番気になるのはその点です。

(代 理 人) 北杜市のハザードマップによりますと、ちょうど堤防が途中切れている所もありますが、今立っている辺りの土地が0～3mの浸水被害の区域、もう少し下の河川側ですと5mの浸水被害の区域になります。

今回の建設予定地については、0～3mの区域に属するのですが、一番窪んでいて水がつきやすいところは約4mの擁壁で嵩上げし、現状の地盤をかなり高めに作ります。

当然いろいろな想定と計算をしておりますが、ハザードマップの中での基準において浸水は大丈夫だろう、という結論になりました。

(代 理 人) 目の前の堤防が約80m切れているのですが、今から15年前に第2工場を作る時にも「ここは浸水被害は大丈夫か」という指摘があった中で、釜無

川の河床から切れている堤防の上下を全部当たってみたところ、水面は上がってきますけども「床上までは来ない」ということで検討してあります。

ハザードマップの0～3mの区域と言われている中で、実際は3m50cmぐらい高くなります。部分的に若干下がる箇所と、窪地を全部埋める形になります。

(委員) ほぼ道路と同じ高さにまでになるということですか。

(代理人) そこまではいかないです。ここより若干低いぐらいです。すき取った土をちょうどそこにある2m50cm位の窪地に入れます。大体これと同じぐらいの盤を全体で作るイメージです。

(委員) 大規模な工場増築ということで、地元雇用について考えておられますか。

(開発事業者) 今回、第4工場の方は4千㎡ありますが、ここでの従業員はフル稼働の場合には50名ほど想定しております。第5工場については約20名、トータル70名程を想定しています。

ただ、非常に専門性の高いことを求める場合があるので、2～3割くらいは他の土地から採用になりえるかもしれませんが、その他は地元採用を考えております。

会社全体で210名社員がいるのですが、その3分の1の約70名がこの本社工場と第1・第2工場におります。その8割は北杜市在住の方たちを採用しております。引き続き地域貢献させて頂く考えです。

(委員) 地盤の盛土をするのに客土はなく、この区域の土だけでまかなうのでしょうか。

(代理人) 建物基礎の根切りで土が出ますので、これを盛土に使用すると結果プラスマイナスゼロになる計算ですので、ダンプで新たに土を搬入搬出することはいたしません。

(委員) 河川に関わる工事というのは何か行いますか。

(代理人) 河川区域からは外れているため、河川工事ありません。

(会長) 他にありますか。よろしいでしょうか。詳細については後ほど会議の方で確認させて頂きます。それでは、現地視察を終わります。

—案件2の開発計画地へ移動—

案件2 ウエルシア薬局株式会社

(事務局) 続いてウエルシア薬局さんの現場視察を行います。まずは、本日も越しいただきました開発事業者ほか関係者の皆様より自己紹介とご挨拶をお願いします。

—開発事業者・設計者・代理人より自己紹介と挨拶—

(事務局) ありがとうございます。ここからは、萱沼会長の指示に従いまして、現地視察を行っていただきます。萱沼会長、よろしく願いいたします。

(会長) 皆様こんにちは。我々は市長からの諮問を受けまして参りました土地利用審議会です。事業者の皆様から開発事業の経緯等について説明頂き、その後我々委員より質疑があればお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それではまず、事業の概要の説明についてお願いいたします。

(代理人) 既存でウエルシア大泉店さんの店舗がありますが、建物の老朽化が進んでおりまして、その際に新店舗用地として裏側の畑を検討したのですが、地権者さんとの交渉もうまく行きましたので昨年農振除外を申請し、それが外れました。現在農地転用許可申請と本開発協議を進め、店舗を裏の農地側に新規に建てるという計画です。

開発地のレベルにつきましては、今我々がいる駐車場の高さをそのまま活かすような形で、裏側の畑を切土していく形で計画しています。裏側はかなり段々で高くなっており、切った部分に高低差が出ますので、高低差をブロック積みと石積みを裏側にまわして土留めを行います。

北杜市の雨水の処理については、原則地下浸透という基準がありますので、今回の開発地における雨水の処理については、既存の駐車場の地下に浸透施設を設けて行う計画です。

乗入口につきましては、前面道路に既存で2箇所ありますので、こちらの使用を考えています。

上下水につきましても、既存の引込がありますので下水は既存公共枿をそのまま使います。水道についてはメーターが店舗の裏側に引かれていますので、引込管自体は使えるのですがメーターは移設を行うことで考えております。

ここで関係する法令としてはまず農地法です。それから今行っている開発協議は北杜市まちづくり条例、それが進みましたら山梨県宅地開発に関する条例がございますので申請を行って許可が下り次第工事に取り掛かっていく計画で考えています。

また、工事のスケジュールですが現店舗が営業されていますので、新店舗の工事中においても現店舗は営業を続けたいと考えています。現店舗の駐車場の一部(西側)を仮囲いにして、工事車両と利用者の出入口(東側)を別々に設けます。先に新しい店舗を建てて、そちらが使えるようになったら現店舗を取り壊し、全部の工事が終わったところで完了検査を考えています。

スムーズにいった、工事着手が9月ぐらいと考えていますが、建築工事で約5か月、その前の準備工事で3週間から1か月ぐらいかかりますので、あわせて6か月ぐらいで工事完成を想定しています。最後に既存店舗の取り壊しも別にあります。既存店の跡地は店舗駐車場として利用します。

概要の説明は以上となります。

(委員) 現在いる駐車場の下に浸透枳が入るということですか。

(代理人) その通りです。

(委員) 消火栓の位置は、どちらになりますか。

(代理人) 開発地西側の市道沿いに1か所あります。その既存消火栓を利用して頂くという形です。

(委員) 計画される田んぼは2枚ですか。隣の畑も入りますか。

(代理人) はい、田は2枚で、隣の畑1枚も開発地に含まれます。開発地西側の市道に面した小さな土地も別にあるのですが、こちらは従業員駐車場になります。

(委員) あちらに見えるお墓がある土地も含まれますか。

(代理人) その土地(畑)も区域に入っています。また、お墓は移設します。

(開発事業者) 正確にはお地蔵様です。昔からこの場所にあるということで、お施主さんやお坊さんに色々聞いてみましたが、「お墓ではない、移動はできますよ」と。そうは言ってもお施主様の意向でお祓いした方が良さだろうということで3月1日にお清めとお祓いをしてもらっています。

(委員) もし、これが墓地だったとすればどのような手続が必要ですか。

(開発事業者) 仮にそうだとすれば恐らく必要な手続きが生じるので、確認して進めることになるかと思いますが、今回はお地蔵様としての対応を確認の上、進めさせて頂いております。向きなどは一切変えず、現況のままで位置を移動させることとなります。

(委員) 店舗用地は借地ですか。

(代理人) はい、借地です。

(委員) 後ろ側(市道側)からの出入口はないのですね。

(代理人) はい、従業員のみ後ろ側を使い、利用者はこれまで通り県道側からの出入になります。また地内にフェンスを設置しますので、基本的に違う出入口への行き来はできません。

(委員) ここの店舗の営業時間はどのくらいですか。甲府の方ですと深夜営業をされる所もありますが。

(開発事業者) こちらではそこまで遅くまで営業しません。現在の大泉店が午前9時半から午後8時までです。それ以降の来客が見込めないと思いますので、それに合わせた営業時間を組むことになると思います。

(委員) 店舗内にイートインスペースは設けるのですか。

(開発事業者) 今回イートインはありません。長坂店には「ウエルカフェ」というフリースペースがあるのですが、大泉店にはありません。その分店舗面積は長坂店より小さくなっています。

(会長) 他にありますか。よろしいでしょうか。詳細については後ほど会議の方で確認させていただきます。関係者の皆様、どうもありがとうございました。

4) 審議

(事務局) 現地視察お疲れ様でした。これより、審議に入りたいと思います。ここからは、会長に議長として進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 先程の現地視察、雨の中大変お疲れ様でした。それでは、審議会規則に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行にご協力をお願い申し上げます。

議事に先立ちまして、確認事項があります。

議事録署名人について、名簿の順番に従ってお願いしております。今回の議事録署名人は、波木井義和様と浅川修一様をお願いいたします。

本日の審議会の会議につきましては、原則公開として事前公表しております。先の会議開催の通知について、公開する旨申し添えておりますので、本会議は公開することといたします。

続いて、傍聴についてであります。本日傍聴希望者が2名おります。ご報告させていただきます。傍聴の方におかれましては傍聴要綱を遵守していただきますようお願いいたします。

報道関係者は(2名のうち)1名であります。傍聴人の皆様は事務局の指示に従いまして、議事に支障が無いようお願い申し上げます。

また、開発事業者様から広報写真撮影の申し出がありました。これを許可することとしましたので、ご了承ください。

それでは、審議に入ります。事業者の皆様におかれましては、先程の現地確認、会議への出席について、御協力いただき誠にありがとうございます。事業者の皆様へは、予め事務局から説明があったかと思いますが、再度確認いたします。

まず、本会議は、まちづくり条例第24条、及び土地利用審議会規則第2条第2項の規定に基づき、北杜市長から諮問に基づき、審議を実施するものであることを確認させていただきます。

次に、会議の流れを説明いたします。先程、現地にて説明を受けたところではありますが、これから資料の詳細について、改めて説明を行っていただき

ます。説明が終わりましたら、質疑応答を行います。委員からの質疑等に對しましては、明瞭かつ簡潔に回答してください。その内容等に基づき、開発事業の同意に関して審議を行い、市長への答申を行うこととなりますので、御承知おきください。よろしいでしょうか。

それでは、本案件についての説明を求めます。事業者の方、よろしく願います。

—設計者・工事施工者・開発事業者より説明—

—事務局より補足説明—

(議 長) 詳細の説明、ありがとうございました。委員さんの方から質問等ございませんか。

(委 員) 雨量計算の中で、30年確率、100年確率という話がありましたが、一番大事なのは工場を守れるか、という点だと思います。放出量については数学的な計算が資料として添付してあり、雨水排水も大事なのですが、大雨の時に川の増水から工場を守れるか、という点はいかがお考えでしょうか。

(設 計 者) 去年か一昨年に、二子玉川の川沿いのマンションが多摩川の増水で、排水施設を逆流して、マンションの地下室が浸水したということがありました。

ここのエリアでも川が増水した時に、逆流して調整池や排水管といったところから建物の中に入り影響を及ぼすことはないと思います。

今回、釜無川には一切排水しませんので、そちらの水が上がってきても釜無川から逆流してサイフォンのように上がってくるような現象はないと考えます。ハザードマップでは浸水するエリアに入っていますが、逆流による潜水ということはないと思います。

4年前にハザードマップが作成された時、武川の開発地近辺で0～3m未満、最大で3m位浸水するということが示されております。口を開いた所から今回の造成するところまでが3m50cm上がっていますので、一応ハザードマップ上は基準を満たしています。

ただし、自然のことなので本当に気を付けないといけないという認識はあります。

(委 員) 宅地造成なり開発をする中で、今回調整池を作りまして、そこから放流口を設けるといことですね。それで、水位はあの地域は高いということですか。反対側に釜無川がありますから、それこそ地下浸透という検討は難しいのでしょうか。

(設 計 者) 一つは、これだけの(開発)面積ですので費用を抑える意味では、浸透枳、造成を入れてやるような浸透枳を入れることは十分考えられるのですけれど、

やはり長い間のスパンでいうと、浸透柵というのは目詰まりをします。あるいは実際ピンポイントでそこが本当に浸みていくのかという懸念もあります。

過去には小淵沢で浸透柵処理していた開発では想定していたよりも良く浸みただ、ということがありました。開発後も大雨が降った時にもよく浸みただですが、ただでも2・3年経過したら全く浸みなくなって、ボーリングで調査したら地下水脈がどうも関わっているという結果でした。

浸透柵で排水を考えるのは、勿論一つの案なのでしょうけども、やはり信頼性の面を考慮して今回の（調整池から放流する）計画としました。

2～3千㎡の宅地分譲では、おそらく十分に浸透量は足りて浸みていくことに差し支えないと思います。基準の中でも1ヘクタールぐらいまでは浸透施設で十分だと考えますが、1ヘクタールを超えてくると、今回のような調整池でですね、雨が降ってきたら最大でどこまで水量が増えるか、というのを24時間雨量で計算して、どこまで流せるか量を把握した上で放流します。

流す量は10年確率の雨まで、と少し下の基準で抑えておかなければならぬと。それで計算したところ、ここが相当の規模の浸透施設でないと浸透しきれないという結果も出ています。

（委員） 要するに、水位が高いということですね。

（設計者） 見た目は釜無川の流された土ですから、かなり砂礫が大きくてどんどん浸透しそうな場所なのですけども、場所によって粘性土に変わった部分がありまして、見た目以上に試験値が良くなって、浸透施設の導入を止めた経過があります。

（委員） 資料7ページに地番が+番になっている土地がありますが、これは筆界未定地ですか。

（設計者） はい、その通りです。

（委員） 土地は買収ですか。賃貸ですか。

（設計者） 全部買収です。

（委員） 全部買収ですね。賃貸は無いですね。

（設計者） 無いです。

（委員） +番であっても買収するということですね。筆界未定の解消はできなかったのですか。

（設計者） 話を進めている状況ではあるのですが、ここは大災害で流れてしまった後に当時旧公図を基に国土調査を実施している地域なのですけれども、やはり大規模で流れてしまったことと、既に耕作をしていらっしゃる方がいる中で差異が生じてしまっているということで、非常に難しい所ですが、これについては法務局と継続協議をしております。

（委員） もう一点、先程の消防水利図になりますけれど、貯水槽の51立法メート

ル、既存の体制の23トンに対して計算して51立法メートルで対処すると明記してありますけれど、今度の建築で規模は2倍くらいになりますよね。

51 m³に対して数値は変わらないのだけれど、数量的には計算してありますか。

(設計者) 前は51 m³で設置してありますが、今回は新設で18 m³プラス、それと場内・場外とあわせて補完させて頂くという計画になっております。51 + 18トン、区域外ではありますが地上式の消火栓を計算に入れてあります。

(委員) 貯水槽の水の放水は、多分消防団か、それとも会社の従業員が行いますか。

(設計者) 初期消火については社員で行う場合もありますけれど、実際は現地に来ていただく消防団にお願いすることになります。

(委員) 消防団員も今非常に減少しており、そういった中で水槽があっても初期消火も非常に対応が難しい状況にあります。できるのであれば、会社で防災訓練とあわせて放水訓練も積極的に実施してもらえればありがたいことです。

(開発事業者) 社内でも安全衛生委員会ですとか、防災関係の所も現在体制を作ることを考えている所で、ご指摘の訓練の実施も検討していきたいと考えます。

(委員) 開発の関係で消防水利については140 m以内と言われているけれど、全て直線距離によるものなので、範囲には収まるのだろうけど…

(設計者) 工場に近い消火栓もあるのですが、フェンスを越えて消火ができるか、ということについては、他の市町村においては(消火栓は)近いけど、実際その後は(消火)できるのか、というご指摘もあります。

(委員) そうですよね、これはもう基準内であれば仕方ないのかね。こんな大きな建物があって、水利まで届かないということが起こり得ると。延長で140 mなら届くけれど、実際に火事が起きて消火しようとしたら、届かなければどのように対処しますか。

(委員) 室内の消火栓はあって、あとはフェンス越しの消火栓については、フェンスに1尺位の扉を付けて、そこからホースを通すような工夫をしてみたいかがでしょうか。

(設計者) 今おっしゃられた、直線距離だとフェンスが遮るので、水路側にも床板がかかっている所がございまして、そこへ迂回してホースを這わすことができれば、とも考えられます。

(委員) そのような形で、有事にもパッと消火経路がわかるように計画して、火災等に対応できるような造りになるよう、お金をかけて頂ければと思います。

(事務局) 半径140 mの直線距離について、現実的かというご指摘ですが、実際の消防水利については、消火栓を基本としている所もありますが、本件については水路からの計画でございまして。水路を使った水利の利用、また消火栓まで届かない場合については、一時水を貯めて消火していくという方法もあり

ますので、半径140m範囲という基準もありますが、本件では実際に消火栓よりも（水路が）有効な消防の手立てと考えられますので、地域の消防団に助力を願う中で、しっかりと事業者さんにおいても防災に対する調整及び検討をして頂きたいと思えます。

（委員） ソーラーパネルが開発地北側に置いてありますよね。これは撤去するということですね。

（開発事業者） はい、撤去します。

（委員） それから騒音対策で、「民家から離れた箇所で工場を防音壁となるよう建物を配置」とありますが、どの程度の騒音が出るのですか。

（設計者） 近隣の方で、高周波に近いような音を気にされていることをおっしゃっていたのですが、実際そのような音は出ていないです。

（開発事業者） エアコンプレッサー専用の機器で音を完全に封じ込め、なおかつ工場を防音壁とするということで、川側の方に全部音の出る設備は設けますので、民家からはかなり遠ざけてあります。

（設計者） 補足になりますが、先日の説明会で1名の方よりそういったご意見がありました。その後個別に訪問をして、細かい説明をさせて頂きまして、万が一騒音が発生した場合のクレームの窓口等をお伝えしている所であります。

（委員） 工場は24時間稼働となりますか。

（開発事業者） 今回計画する2工場のうち、第5工場は24時間稼働となります。ただし、人がいるわけではなく自動運転ですので、夜間に煌々と灯りを照らすということはありません。

単結晶製造というのはどうしてもそういうものでして、数週間、長いと数か月のスパンで単結晶を製造するものですから、24時間365日、年1回の設備の法定点検を除いては工場を止めることはないです。

（委員） 開発区域内の道路占用関係で、地権者が多すぎて用途廃止ができないということで、地図の転写を見ているのですが、道路に対して水路が並行して途中までありますよね。この水路は現在使っていますか。

（開発事業者） 使っていないです。

（委員） 使っていないですね。図面上には出てはいるだけであって、流れている形跡はないのですね。

（議長） 他にご意見等はございませんか。事務局からは何かありますか。

（事務局） 2点ございます。

まず庁内開発行為審査会の審査結果になりますが、こちらについては「承認」という結果になっています。

2点目ですが、今回の事業につきまして説明の中でも触れておりましたが、都市計画法に該当するものでございます。この審査ののち、山梨県に都市計

画法の許可を得るということになりませんが、加えて本開発地内に農地が含まれているということで、こちらの方も現在転用許可を申請中ということで、市の同意については農地法、都市計画法と合わせて同日許可という措置を起こしていくということになります。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。他にはよろしいでしょうか。それでは、説明及び質疑応答を閉じることにします。事業者の皆様にはご退席いただきまして、審議に入りたいと思います。どうもありがとうございました。

—案件1 事業者等関係者退室—

(議 長) それでは審議を再開いたします。委員の皆さまから本件についてご意見等伺いたいと思いますが、何かございますか。

—意見なし—

(議 長) よろしいでしょうか。ご意見が無ければ、ここで審議を取りまとめたいと思います。本件に対しまして条件等を附さずに同意することにつきまして適当と認めることに、ご異議はございませんか。

(一 同) 異議なし。

(議 長) ありがとうございました。異議なしと認めます。本件の審議結果につきましては、後日市長へ答申することといたします。

次の審議に入る前に、10分ほど休憩を取りたいと思います。

—10分間休憩—

—案件2 事業者等関係者入室—

(議 長) それでは案件2の審議に入ります。

—開発事業者等に対し審議に係る注意事項を説明—

(議 長) それでは、事業者に対して、本案件についての説明を求めます。事業者の方よりしくお願いいたします。

—設計者・開発事業者より説明—

—事務局より補足説明—

(議 長) ただいまから質疑の時間に入りたいと思います。質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

- (委 員) 計画の中で、ゴミ処理に対する処置が具体的でないのですが、業者として具体的な方法は記入できないのでしょうか。
- (開発事業者) 処理は、私どもで指定した業者に委託し回収にきます。
- (委 員) それでは、そのように計画書に書いてもらえればわかりやすいと思います。
- (開発事業者) まだどこにお願いするかは決まっていますが、おそらく現店舗で回収している業者にお願いすることになると思います。
- (委 員) 現地にあった、石像についての取り扱いを今一度お聞かせください。
- (開発事業者) お地蔵様ですね。こちらにつきましては、造成工事に入る時に予め土地所有者の方に場所を移すことを説明して、許可をもらっており、いつ移設に入ってもいいように(今年)3月1日にお祓いもしてあります。移設した後もお祓いをする事になっています。
- (議 長) 他にご意見等はございませんか。先程現地で経過をお聞きしましたので、特に無ければこれで説明及び質疑応答を閉じることとします。
- 事業者の皆様、お疲れ様でした。審査結果につきましては、後日市長に報告することとしますのでよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

—案件2 事業者等関係者退室—

- (議 長) 事業者の皆様が退室しましたので、再開いたします。委員の皆様から本件について改めてご意見等伺いたいと思いますが、何かございますか。

—意見なし—

- (議 長) ご意見が無ければ、ここで審議を取りまとめたいと思います。特に条件なく本件に対しまして同意することを適当と認めることに、ご異議はございませんか。
- (一 同) 異議なし。
- (議 長) ありがとうございました。異議なしと認めます。本件の審議結果につきましては、後日市長へ答申することといたします。

以上をもちまして、本日の審議は終了いたしました。長い間大変ご苦勞様でした。事務局へお返ししたいと思います。

- (事 務 局) 萱沼会長、委員の皆様、長時間の審議ありがとうございました。
- 議事録につきましては事務局で案を作成の上、内容の確認等願ひいたしますので、波木井委員、浅川委員にはお手数をおかけしますがよろしく願ひいたします。

なお、今後でございますが、現在開発ということで申出があがってきている案件は、今の所ございません。ただ、相談はありますが、当面(土地利用

審議会の) 目途はたっておりません。

それでは閉会の言葉を中山副会長よりお願いいたします。

5) 閉会

副会長より閉会の言葉

9 閉会